

平成21年度

第6回 宇都宮市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成21年11月26日(木) 午後3時30～

2 会 場 宇都宮市役所 14大会議室

3 出席委員

被保険者代表 植松 明男 委員 小林 紀夫 委員 舟本 肇 委員

鹿野 順子 委員 篠崎 文子 委員

保険医・ 稲野 秀孝 委員 中澤 堅次 委員

保険薬剤師代表 廣田 孝之 委員

公益代表 高橋 美幸 委員 半貫 光芳 委員 福田 久美子 委員

金子 和義 委員 井澤 清久 委員 江連 晴夫 委員

山口 裕 委員

被用者保険代表 手塚 寛文 委員

(以上16名)

4 欠席委員

被保険者代表 井上 尉央 委員 加藤 一克 委員

保険医・保険薬剤師代表 齋藤 公司 委員 菊池 進一 委員

小林 豊 委員 菊地 善郎 委員

被用者保険代表 野中 貞明 委員 入野 俊昭 委員

(以上8名)

5 出席職員

保健福祉部長 桜井 鉄也 保健福祉部次長 半田 秀一

保健福祉総務課総務担当主幹 宇梶 幸男

保険年金課長	菊地 勇己	保険年金課長補佐	長谷部 敬
国保給付グループ係長	黒須 正宏	国保税グループ係長	小野澤 栄
収納グループ係長	大野 益男	滞納整理グループ係長	加藤 明男
管理グループ総括主査	野沢 努	国保給付グループ総括主査	高橋 聰
国保税グループ総括主査	金枝 宣行		

6 会議録署名人 鹿野 順子 委員 廣田 孝之 委員 (議長指名)

7 付議事項

(1) 協議事項

・答申書(案)について

(開会 午後3時30分)

【事務局】 定刻となりましたので、只今から、平成21年度第6回「宇都宮市国民健康保険運営協議会」を始めさせていただきます。

第2回の運営協議会において市長から諮問を受けまして、それ以後、国保財政の健全化に関して、委員の皆様には活発にご議論していただきました。かなり議論が深まりましたので、本日は、答申についてご協議いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、定足数について事務局から報告願います。

【事務局】 本協議会の定数は24名であります。本日出席されている委員は、16名であります。

宇都宮市国民健康保険規則第8条に規定する、半数以上の委員が出席されており、会議の定足数を満たしておりますので、本会議が成立することをご報告いたします。

【会長】 本日の会議は、要件を満たしているとのことですので、会議録署名委員の選出を行います。宇都宮市国民健康保険規則第13条第4項の規定により、会議録に署

名すべき委員は、議長のほか委員2人とし議長が会議に諮って定めることとなっておりますので、「鹿野順子委員」と「廣田孝之委員」にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【会 長】 ご異議ございませんので、「鹿野順子委員」と「廣田孝之委員」にお願いいたします。

それでは、早速、会議次第に従いまして、議事を進めて参ります。

まず、(1)の協議事項のアの「答申書(案)について」は、前回の会議で、事務局の案に対してご意見等がございましたら、予めお出しいただくことにいたしました。そうしたご意見等を含めて本日の会議でご協議いただくわけですが、事前に皆様からお寄せいただいたご意見等を含めて、答申書の案について事務局から説明していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【会 長】 事務局の説明は終わりました。

只今の説明について、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

【委 員】 「税率の見直しについて」の中で、「被保険者一人あたりの保険税額が上位にある一方で、一人あたりの医療給付費及び一般会計からの繰入額は下位にあり」としてはどうでしょうか。

【会 長】 そのようなことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【会 長】 その他ございますか。

【委 員】 医療費の適正化という言葉ですが、一般的にはわかりにくいと思います。必要な医療を受けていただいた上で、医療費全体を抑制していかなければなりません。そのためには、予防医療を進めることによって、病気にかかりにくくなっていただき、

結果的に医療費の抑制になることをきちんと示したほうがよいのではないかという気がしますので、「医療費の適正化について」を「適正な医療の推進による医療費の抑制について」としてはいかがでしょうか。

【会 長】 そのように変更した場合に、その下の項目の「特定健診・特定保健指導の推進」や「ジェネリック医薬品の普及促進」、「レセプト点検事務の効率化」にうまく続いていくのでしょうか。

【事務局】 総合計画などで宇都宮市では「適正化」を使っていますので、この言葉を使わせていただきたいと思っています。「抑制」というとどうしても抑えられるというイメージになってしまいますので、これまでどおり「適正化」を使っていきたいと考えています。

【委 員】 介護保険などいろいろなところで「適正化」が使われていますが、医療費の抑制というのが正直なところだと思います。高齢化の中でどんどん医療給付費が増えていきますので、結局は医療費を抑えていきたいと思いますというのが本音だと思うのです。ただの抑制ではなくて、「適正な医療の推進によって医療費を抑制していきましょう」というような言い方ならば、誤解が少ないと考えみたのですが、皆さんの意見はどうでしょうか。

【委 員】 宇都宮市の医療費は、他よりも低いという傾向があります。それともう一つ、適正な医療の推進といいますと、今までの医療が不適正というようにもとらえられてしまいますので、それは医療だけでなく保健ということにも関わってきますが、もし先ほどの案を使うならば、適正な保健医療の推進というのがよいのではないのでしょうか。適正化という言葉は行政用語ではありますが、ある意味では便利なところもあります。

【委 員】 この後に「特定健診・特定保健指導の推進」、「ジェネリック医薬品の普及促進」、「レセプト点検事務の効率化」と続くわけですが、全部を包含する適切な言

葉が見つからなかったのですが、確かに保健医療とすれば、ジェネリック医薬品や健診にもつながると思います。

【委員】 我々の考えでは、医療というのは病気になってから対処するもので、健診は医療の前の段階で保健ですので、保健医療となります。

【事務局】 それとセットになるのですが、特定健診・保健指導については、受診率が上がらない、受診率を上げるという課題がありますが、果たしてその効果がどれだけあるのか疑問もあって、もう少し具体的に踏み込むことによって医療費の抑制にも十分理解を深めていただけるものになりたいという思いがあります。

【会長】 例えば文言を入れるとすればどこに入りますか。

【委員】 「将来にわたる医療費の適正化に資することから」の後の「特定健診の受診率向上策」と並列することでどうでしょうか。

【会長】 事前に意見を出していただきましたので、一つ一つについてそれを入れたらよいか、どうしたらよいか皆さんにお聞きしたいと思います。事務局にお聞きしますが、委員から事前に出された意見・修正案は、答申書案に反映されているのでしょうか。

【事務局】 まだ、反映しておりません。

【会長】 それでは、一つ一つ検討してみたいと思います。

【委員】 ただいまの意見は、「特定健診・保健指導の推進」の本文中に「早期発見、早期治療に取り組む先進自治体に学び、本市でも積極的な予防医療に取り組むべきである」と入れてはどうかということですが、他の委員の皆さん、これについてはどうでしょうか。

【委員】 「先進自治体に学び、本市でも」という文言は、保健福祉行政全体の中で整理していくことですので、あえてこの中に入れなくてもいいのではないかと思います。

【会長】 今、そのような意見がありまして、修正してはどうかという案と、このまま

でよいのではという意見が出されました。いかがでしょうか。

【委員】 今のご意見について、特定健診は、国保の事業であるわけですね。

【委員】 各健康保険事業者が実施する事業だと私は理解しています。

【委員】 国保としても特定健診を実施するわけですから、それに加えて、「本市独自の健診内容、受診機会の拡充」という文言もこの中にプラスしてみてもいかがでしょうか。

【委員】 早期発見、早期治療ということは、健康保険の事業者が行うよりも、むしろ市の行政の方向性としてこれらの事業を実施していくべきものという考えです。

【委員】 事務局ではどうとらえていますか。

【事務局】 特定健診は、昨年からは保険者に義務付けられて国保としてやらなければなりません。しかしながら、予防医療といいますと大きな話になってきて、それは市レベルでの話になってきます。また、本市独自の健診内容、受診機会の拡充につきましては、今以上に財政状況が厳しい中では義務付けられたものを確実にやっていきたいと考えています。

【委員】 早期発見、早期治療に当たる財源はどこからでるのですか。

【事務局】 国保にはそのような財源はありません。

【委員】 そういう言い方は少し御幣があると思います。国保の事業の中には、特定健診やその機会を増やすなどの取組があつて、必ず出ていく支出がありあますが、前回の資料にありました国保の特別会計の歳出の中には「その他」として各自治体の裁量で決められる部分があるので、それが受診率向上策に使えるはずですよ。

それから、早期発見、早期治療という取組は、国保の事業者の方でやるものだと私は思いますが、もし、この中に入らないとすれば、冒頭の「答申にあたって」の中に宇都宮市民の多くが加入している健康保険の中でそうした方向を打ち出すという方法もあります。

【会 長】 2通りの意見がありました。こればかり議論しては先に進みませんので、採決したいと思います。いかがでしょうか。

【委 員】 もう少し論点をはっきりさせたいのですが、予防医療を入れるということは特定健診については理解できるのですが、健康診断としてやっているものは国保の財源を使ってはいないということによろしいですか。

【事務局】 特定健診は国保の特別会計で、がん検診などは一般会計です。

【委 員】 社会保障の面があって、あまりふくらませるとものすごく対象が広がってしまうので、財源も考えますと、国保の中でというとうとうかなという気がします。

【委 員】 私もだいたいわかりましたが、積極的な予防医療という文言だけでもいれてはいかがでしょうか。

【事務局】 予防医療に積極的に取り組むということですが、目の前にある特定健診の受診率がなかなか上がりませんので、特定健診は予防医療のひとつでもありますので、まずは、そちらに取り組んでいきたいと思えます。

【委 員】 そういうことであれば、宇都宮市で受診率が上がらない大きな理由は何なのか、一歩踏み込んで、「本市独自の健診内容」だとか、それが無理ならば「受診機会の拡充」というような具体的な内容を入れてみてはいかがでしょうか。

【事務局】 申し訳ございませんが、限られた予算の中では、義務付けられたものは実施していきまうけれど、本市独自の健診などはなかなか難しいと考えています。

【委 員】 特定健診の受診率の向上策などの中身としては何を考えているのですか。

【事務局】 受診率の向上では、主に特定健診のPRです。

【委 員】 受診率の向上について、特定健診だけを一生懸命やってその効果はどうなんだろうということはあるのですが、実際に特定健診の受診率が高いところもあるわけで、受診率を65%にしなければ、国保の補助金が削られるわけで、それに向けての具体的な対策が必要だと、そうした危機感を私は持っているのですが、それをPRだ

けではたしていただけるのでしょうか。

【委員】 国保の事業としてそれをやるのか、それとも行政として特定健診の受診率を上げるために何をするのか、どちらかになると思います。国保の財政健全化については、むしろ今まで、国保で医療費の抑制に取り組んできた、それをどのようにしていつて、今まで当たり前としてきたことに対して今後どうしていくのか。今言われたようなことは、行政としてどこまで特定健診の受診率を上げる方法を作っていけるかということになっていくのではないのでしょうか。少し考え方が違うかもしれませんが、その辺りはいかがでしょうか。

【事務局】 まず、特定健診の受診率ですが、昨年度の受診率は20%ございまして、受診率の問題は、どの自治体でも頭を悩ませております。今後、受診率の向上は第1に取り組んでいかなければなりません。現在、宇都宮では電話をかけたり、通知にチラシを同封しています。進んだ自治体がありますので、そういったところに視察に行くなど参考にしていきたいと思います。

また、ペナルティにつきましては、後期高齢者支援金を多く出させるという仕組みで、受診率の低い自治体については、支援金が10%以内で減額されることとなりますが、これについては、大変な非難をあげてございまして、見直しが検討されて、おそらく変わってくるのではないかと思います。

【会長】 それでは次の「国の補助金を元に戻す」ことを入れることについて、意見をお聞きしたいと思います。

【委員】 国の補助金の割合について、確認ということで皆さんに説明をお願いします。

【事務局】 給付費に対しての国の補助金のことだと思いますが、現在34%を補助金といただいています。かつてはもう少し高い率でして、昭和59年あたりには40%で、平成17年度に36%に変わりました、平成18年度に現在の34%となりました。

【委員】 これは各自治体の国保の財政圧迫に大きな影響を与えていると思うので、この辺の文言は「更なる財政支援を要望する」ということで、ある程度反映されていると思うのですが、せめて「早急に元に戻す」ということを目標として入れてはどうかと思います。

【委員】 確かに制度が変わってきていますが、それは「更なる財政支援を要望する」ということで十分ではないかと思います。

【委員】 もちろんこの中に包含していることは、重々分かります。しかし、単に国にお願いしていくということではなくて、「そうしなさい」というのでは、大きくスタンスが違うのではないのでしょうか。

【会長】 今の意見に対して、他の委員の皆さん、何かご意見はございませんか。

【委員】 更なるか従前どおりかで、どちらにするのか決を採られたらいかがですか。

【会長】 それでは、「国の補助金を元に戻す」との文言を入れることについて、まず賛成の方の挙手をお願いします。

(反対多数)

【委員】 先ほど指摘がありました「更なる」という言葉が分かりにくい言葉だと思うのですが、そういうことからすれば、先ほど言われたように「従前に戻す」と変える方が一般的には分かりやすいのではないのでしょうか。それから、この案どおりでいいのか、国の補助金云々ということを入れるのか、この3つで決めるべきではないかと思います。ただ単に、国の補助金を入れる入れないだけで採決して、賛成か反対かではなく、原案どおりとするのか、それとも文言を変えるにあたって国の補助金を云々といれるのか、「更なる」の部分を「従前に戻す」という言葉にするのか、この3つで採決していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【委員】 国の補助金を元に戻すということは、従前に戻すということとイコールと考えていただきたいと思います。

【会 長】 それでは、素案どおりということになりました。

次に、付帯意見を外すべきという意見について、皆様のご意見はいかがでしょうか。

【委 員】 この件につきましては、皆さんも議論はほとんどされていません。今回ずっと論議してきた中身で、一番問題だったのは、低所得者の方々が保険制度に入りきれない、保険税の収納率が低いということで、それはなぜかということ論議していた結果、保険税が高いから収納率が低い、そういった相関関係も出てきました。国の方針として、応能・応益割合を50対50に近づけなさいというものに基づいて、近づけるようにとの意見がありましたが、・・・

【事務局】 すいません。この応能・応益割合につきましては、次回の税率改定にはこの検討をするということで皆さんの了承を得ておりますので、載せております。

【委 員】 そういうことでしたらわかりました。

【会 長】 それでは、全体の素案の中で何かございますか。

【委 員】 1点目について最終的にどのようにするのかあいまいだったのですが、「医療費の適正化」を「適正な保健医療の推進」と変更することについてはどうなりますか。

【委 員】 私は素案どおりでよろしいと思います。

【委 員】 採決されてはいかがですか。

【会 長】 それでは、素案どおりに「医療費の適正化」とすることについては、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

【会 長】 賛成多数ですので、素案どおりといたします。

【会 長】 その他ございますか。

【会 長】 一部答申書を修正いたしますが、具体的な文面につきましては、会長に一任させていただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【会 長】 ご異議ございませんので、そのようにさせていただきます。

また、市長への答申書の提出につきましても会長に一任とさせていただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【会 長】 異議がございませんので、そのようにさせていただきます。

それでは、次に、(2)の「その他」に移ります。

事務局から何かありますか。

【事務局】 特にございません。

【会 長】 特にないようですので、次に、3の「その他」に移ります。

委員の皆様、何かございますでしょうか。

事務局から、何かありますか。

【事務局】 答申書につきましては、修正が済み次第委員の皆様にお送りさせていただくとともに、会長から市長へご提出いただきますのでよろしく申し上げます。

また、次回の会議につきましては来年2月か3月頃に開催したいと考えております。

日程が決まり次第ご連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

【会 長】 それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。

長時間熱心なご討議をいただき、ありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございました。

(閉会 午後4時45分)

この会議録に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会 長 金子和義

委 員 鹿野順子

委 員 廣田孝之